

埼玉県自転車競技開催業務委託（包括民間委託） 公募要領

I 事業概要

1 趣旨

本県では、民間活力の導入により、売上の向上と競輪開催業務の効率化を図るため、自転車競技法に基づき、平成19年度から車券発売・払戻し、広報・宣伝等の開催業務を5年間の期間を設けて包括的に委託している。

この度、契約期間の満了に伴い、令和9年度から5か年の競輪開催業務の受託事業者を公募し、民間事業者の視点からの創意工夫を生かした斬新な提案を広く求めるものである。

2 委託事業名

埼玉県自転車競技開催業務委託

3 事業の実施場所

(1) 大宮公園陸上競技場兼双輪場（以下、「大宮双輪場」という。）

ア 所在地 さいたま市大宮区高鼻町4 大宮公園内
イ 場所有者 埼玉県

(2) 西武園競輪場

ア 所在地 所沢市荒幡1 2 1 5 番
イ 場所有者 株式会社西武不動産

4 包括民間委託にあたっての基本的な考え方

競輪開催業務について、業務全般を包括的に委託することで民間の持つノウハウを積極的に活用し、簡素で効率的な事業運営を実現するとともに、その成果を一定の収益保証として埼玉県に還元するものとする。

5 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

6 委託対象業務の範囲

競輪開催に関する業務全般のうち、施行者固有事務（自転車競技法施行規則第5条）及び競技実施法人固有事務（自転車競技法施行規則第4条）を除く業務全般とする。

そのうち主な業務は次のとおり。

(1) 大宮双輪場及び西武園競輪場で開催する本場開催及び受託場外発売の運営

ア 車券の発売・払戻
イ 投票関係機器の保守・運用

ウ 投票機器（発売機、払戻機、両用機）の整備

(ア) 整備対象エリア、台数等

現在の投票機器の整備状況（設置場所、設置台数）を参考に、投票機器を整備すること。整備する投票機器は現行と同等以上の性能（*）を有したものとし、投票機器の保守管理・運営は受託事業者が行う。

なお、現在の投票機器の整備状況については、別紙「企画提案における前提条件」を参照すること。さらに詳細な設置状況については、参加申請書提出時に配付する基礎資料を参照すること。

* 現行と同等以上の性能として求める水準は以下のとおり

項目	求める性能水準
的中券投入限度枚数	一括 20 枚以上
マークカード一括投入枚数	一括 20 枚以上
一括払戻限度額	100 万円まで
投票券真贋判定	特殊印刷等による真贋判定機能があること
センター接続	LAN2 本接続等による冗長化対応ができること

(イ) 車券発売体制の企画提案

来場者の利便性に大きな支障をきたさないことを条件として、より効率的な運営を図るため、上記(ア)の設置場所、台数に縛られずに車券発売体制について企画提案ができるものとする。実際の設置場所、台数については、契約締結時の埼玉県と受託事業者との協議において、決定する。

また、現在の投票関連機器を入れ替える場合は、その変更に伴う投票施設の整備等は受託事業者の負担とする。

エ ウの投票機器以外の投票関係機器の整備

(ア) 埼玉県所有の投票関係機器

埼玉県所有の投票関係機器については、受託事業者への貸与及び使用を認める。ただし、その保守管理・運営、修繕等は、受託事業者の負担とする。

(イ) 令和8年4月1日現在の受託事業者持込みの投票関係機器

令和8年4月1日現在の投票環境を参考に整備すること。

オ 映像及び音楽の放送等の実施

カ 場内モニターの整備

(ア) 整備対象エリア、台数等

現在の場内モニターの整備状況（設置場所、設置台数）を参考に、場内モニターを整備すること。モニターの保守管理・運営は受託事業者が行う。

なお、現在の場内モニターの整備状況については、別紙「企画提案における前提条件」を参照すること。さらに詳細な設置状況については、参加申請書提出時に配付する基礎資料を参照すること。

(イ) 映像配信環境の企画提案

来場者の利便性に大きな支障をきたさないことを条件として、より効率的な運営を図るため、上記(ア)の設置場所、台数に縛られずに映像配信環境について企

画提案ができるものとする。なお、実際の設置場所、台数については、契約締結時の埼玉県と受託事業者との協議において、決定する。

また、現在の映像関係機器を入れ替える場合、その変更に伴う附帯設備等は受託事業者の負担とする。

- キ UPS（無停電電源装置）の保守管理
県が所有している無停電電源装置（大宮：3基、西武園：2基）の保守を行うこと。また、必要に応じて随時修繕を行うこと。
- ク 来賓の接遇
- ケ ファンサービス、イベント、来場者調査等の実施
- コ 売上向上策を検討するための売上分析
- サ 競輪場内外の警備（監視カメラの設置及び保守運用を含む）、清掃
- シ 本場開催に必要な従業員の雇用
- ス 受託場外発売における従業員の編成
- セ 問い合わせやトラブル、苦情に対する初期対応等
- ソ 選手宿舍の管理・運営
- タ 競輪開催期間中の施設・設備の管理
- チ 夜間競輪開催に必要な照明設備の運営
- ツ 競輪開催に必要な資金の輸送及び準備（賞典資金と前期分払戻資金の準備を除く。）
- テ 大宮双輪場における競輪開催時のレース間のバンク清掃
- ト 西武園競輪場における競輪開催時のレース間のバンク清掃
- ナ その他、個別業務実施書に基づき、開催に伴う必要な業務及び各種調整

(2) 非開催時において必要な事務処理、その他の業務

- ア 場外発売に係る他場及び関係機関等との定例軽易な連絡調整
- イ 広報・宣伝
- ウ 各種調査・報告事項の処理
- エ その他、開催前後において必要な業務

(3) 一般管理業務の補助

- ア 県営競技事務所及び当該事務所の運営に必要なエリアの清掃及び鍵の管理
- イ その他県が行う一般管理業務の事務補助等

※ 具体的には、参加申込時に配付する「個別業務実施書」を参照のこと。

(4) 留意事項

大宮スーパー・ボールパーク基本計画に沿った再整備により、大宮双輪場は休止または一部施設を閉鎖するなど、開催業務の一部又は全部が実施できなくなる可能性がある。仮に大宮双輪場で開催業務の一部又は全部が実施できなくなった場合においても、受託事業者が新たに整備した機器類の減価償却相当費等の損失は補償しないので留意すること。また、大宮双輪場再整備後の競輪開催業務（西武園競輪場での競輪開催業務除く。）は本業務には含まれないため、併せて留意すること。

7 契約について

委託契約については、基本契約と年次契約とに分けて契約を行う。

(1) 基本契約

- ア 契約締結予定日 令和8年10月以降
- イ 契約期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
- ウ 主な記載事項
 - ・事業収入（別表1）、施行者が負担すべき費用の額（別表2）、施行者収益相当額（別表3）の定義 など
 - ・契約金額を年次契約書において定めること
 - ・概算払いができること
 - ・大幅な制度変更等が生じた場合の委託料の変更協議
 - ・埼玉県への収益条件
 - ・公金の取扱い範囲の区分

※ 具体的には、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託に関する基本契約書(案)」を参照のこと。

(2) 年次契約

- ア 契約締結予定日 当該年度の前年度の3月下旬
- イ 契約期間 各年度の4月1日から3月31日まで
- ウ 主な記載事項
 - ・概算委託料と支払方法
 - ・委託料の精算方法
 - ・契約保証金額
 - ・開催資金等の取扱

※ 具体的には、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託に関する令和9年度年次契約書(案)」を参照のこと。

II 事業者の選定

1 選定方法及び選定スケジュール

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、提出された企画提案書について審査を行い、収益保証条件及び業務遂行の質的な面等を総合的に評価のうえ最優秀提案事業者（受託候補事業者）を選定する。

その後、委託契約締結にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補事業者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

なお、受託候補事業者との協議が整わなかったときは、次順位以降の提案者と順次協議を行い、合意した者と随意契約を締結するものとする。

(2) 選定機関

埼玉県競輪事業検討委員会において、後述の評価基準に基づき審査、選定を行う。

(3) 選定スケジュール

ア 公募要領の公開	令和8年6月19日
イ 参加申請書類の提出 (基礎資料の配付)	令和8年6月19日～令和8年7月21日午後5時
ウ 現地見学会 ※ 希望者のみ	(大宮双輪場) 令和8年6月29日 (西武園競輪場) 令和8年7月3日
エ 質問受付期間	令和8年7月3日～令和8年7月10日午後5時
オ 質問事項に対する回答	令和8年7月21日
カ 企画提案書の受付	令和8年7月21日～令和8年7月28日午後5時
キ プレゼンテーション審査 (受託候補事業者選定)	令和8年8月中下旬
ク 審査結果の通知	令和8年9月上旬
ケ 提案内容に対する 提案者との協議・調整	令和8年9月中
コ 基本契約の締結	令和8年10月上旬

2 応募資格

(1) 資格要件

ア 複数の事業者により構成された共同事業体の参加も認める。

イ 企画提案参加事業者（共同事業体の場合は構成事業者のうち少なくとも1社）は警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。

(2) 応募者の制限

次の事項に該当する事業者は応募できない。契約締結の日までの間に応募者が該当することとなった場合は、当該応募者を失格とする。

- ア 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項各号に該当する法人等
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている法人等
- エ 企画提案書の提出期限までに、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている法人等
- オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税等、納付すべき税金を滞納している法人等
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等
- ク その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

Ⅲ 提案要領

1 提案にあたっての基本的事項

- (1) 提案にあたっての前提条件は別紙のとおりとする。
前提条件は現時点のものであり、制度改正等により変更される可能性がある。
- (2) 既定概念にとらわれず、民間活力による実行力ある斬新なアイデア・運営方法・手法を取り入れた企画を提案すること。
- (3) 企画提案にあたっては、業務改善や埼玉県の収益条件等について具体的に提案するとともに、安全かつ円滑な開催が行われるよう十分に配慮して提案すること。
- (4) 県から提示する基礎資料の取扱いについては、企画提案書作成に携わる者以外の者が容易に閲覧できないよう配慮するとともに、情報の漏洩が生じないよう厳重に管理すること。
- (5) 説明会参加、企画提案に要する経費は、全て提案者が負担すること。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。
 - ・参加した全事業者名（ただし、受託候補事業者以外は仮称とする。）
 - ・評価の基準に係る評価項目
 - ・全事業者の得点
 - ・その他本県が必要と認める事項

2 企画提案方法

(1) 企画提案書の提出

企画提案書には下記項目についての考え方や提案等を記述すること。

ア 業務遂行にあたっての基本方針・業務実施計画

業務遂行にあたっての基本方針・業務実施計画を記述すること。

なお、基本方針には、インターネット投票の売上増加や入場者の減少傾向が続いている状況を踏まえた上で、売上向上や入場者数増加・新規顧客獲得を図るため、特に重点的に取り組む施策、アプローチする客層などを明らかにした上で、その重点的に取り組む施策等に貴社の強みをどのように生かすのか、基本的な考え方を必ず記述すること。

また、業務実施計画には、基本方針に基づき、どのような計画で業務を遂行するか、年度ごとの計画を記載すること。

イ 運営組織・執行体制・投票機器等の配置

ウ 業務効率化策

エ ファンサービス向上策

オ 集客・売上向上策（本場売上向上策は必ず提案すること。）

カ 危機管理体制

キ その他独自の工夫、特色等

ク 埼玉県の収益条件

次の2項目について提案すること

- ・本場売上（場内＋電話・インターネット投票＋依頼場外）及び受託場外売上に

対する収益率

- ・ 施行者収益の最低保証額

ケ 年度別の年間入場者数見込み・年間売上見込み（令和9年度～13年度）

コ 年度別の委託料見込み（ケの売上見込みに基づく令和9年度～13年度の委託料を積算）

サ 従業員の雇用計画（本場・引受場外）

シ 会社概要、関連事業実施実績、会社の財務状況を示す次の書面

- ・ 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（参加申込日前3か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- ・ 法人等の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ・ 法人等の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ・ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類）
- ・ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- ・ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（過去3か年分）
- ・ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ・ 類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去5年間を対象として記載）

3 受託にあたっての留意事項

- (1) 競輪開催時において、委託事務を執行するために必要な場合は、埼玉県は受託事業者が各競輪場内の施設、設備等を利用できるよう調整するものとする。
なお、埼玉県が所有するか賃借している備品を使用する場合は、必ず埼玉県の許可を得るものとする。
- (2) 埼玉県は、関係機関、業者、周辺住民等との調整・交渉等を含め、受託事業者と協働して競輪開催の実施にあたるものとする。
- (3) 受託事業者は、自らの判断、創意工夫により最小の経費で最大の効果を上げるよう業務遂行に努めるものとし、一次的対応は全て受託事業者が処理するものとする。
ただし、不測の事態が生じた場合等は、適宜、施行者（開催執務委員長）と協議しながら業務を遂行するものとする。
- (4) 受託事業者は競輪開催にあたり不測の事態が生じたとき及び第三者に損害を与えたときに、その損害を賠償するための保険の加入など危機管理に必要な措置を講じることとする。
- (5) 受託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
ただし、受託業務の一部について再委託を行うことを妨げない。
- (6) 受託事業者は受託業務の一部について再委託を行う場合は、再委託先に対する指揮、監督責任を負うものとする。また再委託先について埼玉県と協議を行い、事前に承認を受けることとする。

- (7) 受託事業者は受託業務の実施に当たり、次のとおり県内中小企業者への配慮に留意するものとする。
- ア 開催業務の一部について再委託を行おうとする場合、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること
 - イ 物品の調達等を行おうとする場合、県内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること
- (8) 受託事業者は受託業務の実施に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。
- ア 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること
 - イ 資源採取から廃棄に至るまでの物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること
- (9) 受託事業者は受託業務の実施に当たり、次のとおり障害者の雇用等に最大限の配慮を行うものとする。
- ア 県内に在住する障害者の雇用拡大に努めること
 - イ 物品の調達等に当たっては、県内障害者就労施設等からの調達に努めること
- (10) 受託事業者は受託業務の実施に当たり、次のとおりカスタマーハラスメントの防止に配慮を行うものとする。
- ア 相談体制の整備など就業者の業務の管理上必要な措置に努めること
 - イ カスタマーハラスメント防止への取組姿勢を示す基本方針の作成・公表に努めること
- (11) 競輪開催業務実施にあたっては、埼玉県に対して上半期及び下半期ごとに事業実施計画書を提出するとともに、開催後は業務実施報告書を提出することとする。
- (12) 周辺の関係する自治会との従前からの取り決めや申し合わせ事項等には、十分配慮のうえ業務を行うこととする。
- (13) 埼玉県としての収入・支出事務については、地方自治法を遵守して処理を行うものとする。
- (14) 修繕の実施、設備の新設及び機械の持ち込みについては、受託事業者と埼玉県との協議の上、必要がある場合は埼玉県大宮公園事務所（大宮）又は西武レクリエーション株式会社（西武園）へ申請することとする。
- (15) 制度改正のほか、埼玉県の経営努力等により施行者が負担すべき費用が削減された場合、当該削減相当額は支出がなされたものとみなし、埼玉県の収益とすることを原則とする。
- (16) 受託事業者の都合により、契約解除又は契約不履行が生じた場合は、埼玉県が損害を受けることが無いよう、受託事業者が賠償の責を負うものとする。
- (17) その他、予定外の事項が生じた場合には、埼玉県と受託事業者で協議を行うものとする。

IV 公募期間及び応募方法

1 公募期間 令和8年6月19日(金)から令和8年7月28日(火)

2 参加申込

(1) 参加申請書類の提出

提案競技に参加する者は、次の期間中に次に挙げる申請書類を電子メールで提出すること(別添の様式を使用すること)。提出後には必ず電話により到達確認を行うこと。

提出期間 令和8年6月19日(金)から令和8年7月21日(火)午後5時必着

提出書類 「埼玉県自転車競技開催業務委託公募型プロポーザル参加申請書」(様式1)
「誓約書」(様式2)
「事業者情報カード」(様式3)
「共同事業体構成表」(様式4)※共同事業体以外は提出不要
「警備業の認定証」(写し)

(2) 基礎資料の配付

企画提案書作成の基礎資料については参加申請書提出後に電子データで提供する。

原則として本県からファイル送受信システム等を用いて提供するため、県営競技事務所と調整のうえ受領すること。

なお、基礎資料は企画提案書作成の目的でのみ使用することとし、参加者以外の第三者に提供することを禁止する。また、プロポーザルの結果、受託候補事業者に選定されなかった場合には当該参加者は本データを削除すること。

(3) 現地見学会

以下の日程で希望者に対して、現地見学会を実施する。

なお、現地見学会では、公募に関する説明や質疑応答はせず、場内各施設等の見学のみ実施する。

ア 大宮双輪場 令和8年6月29日(月) ※時間は別途個別に指定する

イ 西武園競輪場 令和8年7月3日(金) ※時間は別途個別に指定する

※ 現地見学を希望する者は、別添の「現地見学会参加申込書」(様式5)により、令和8年6月24日(水)までに電子メール(p3845204@pref.saitama.lg.jp)で申し込むこと。送信後は必ず電話で到達確認を行うこと。受理次第、集合場所及び時間を電子メールにて個別に連絡する。

(4) 参加申込の辞退について

参加申請書提出後に辞退する場合、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託公募型プロポーザル参加辞退届」(様式6)を速やかに提出すること。なお、この場合には県が提供した基礎資料のデータは削除すること。

3 企画提案に関する質問事項について

質問期間 令和8年7月3日(金)から令和8年7月10日(金)午後5時必着
※「質問書」(様式7)により電子メール(p3845204@pref.saitama.lg.jp)で送信すること。送信後は必ず電話で到達確認を行うこと。

回 答 令和8年7月21日(火)
※全ての質問に係る回答を参加申込事業者に個別に電子メール等で送付する。
なお、質問者名は表示しない。

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

「埼玉県自転車競技開催業務委託企画提案書」

(2) 提出先

埼玉県県営競技事務所

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4 大宮双輪場内

電 話：048-871-7065

電子メール：p3845204@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出方法

紙及び電子データを以下の期間内に提出すること

令和8年7月21日(火)から令和8年7月28日(火)午後5時必着

※ファイル容量が10MBを超えるものは、埼玉県の業務システムの都合により受信することができないため、送信方法についてはあらかじめ協議すること。送信後は必ず電話で到達確認を行うこと。

(4) 提出部数

書式は特に指定されたものを除き、原則としてA4判(縦・横いずれも可)とする。
紙の提出部数は10部とする。

(5) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、埼玉県情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く)

5 審査について

(1) 審査方法

埼玉県競輪事業検討委員会において、書面審査及び対面でのプレゼンテーション審査を実施し、受託候補事業者を選定する。プレゼンテーション審査は既提出の企画提案書のみを用いることとし、提案者の代表者又は実際に業務に従事する予定の者が行うこととする。実施日時等の詳細は別途通知する。

(2) 評価の基準

埼玉県競輪事業検討委員会の各委員は、以下の視点・配点に基づいて評価を行い、各提案者の得点を決定する。各委員の得点の合計により提案者を順位付けし、最高得点の者を最優秀提案事業者（受託候補事業者）として選定する。

なお、受託候補事業者として必要な最低基準点は、（100点×採点を行った委員数）の6割とする。

評価項目	配点	評価の視点
1. 実施体制		
業務遂行に当たっての基本方針・業務実施計画	10	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針は公営競技の目的や競輪第3次中期基本方針に沿ったものか ・競輪業界及び大宮双輪場・西武園競輪場の現状（ネット売上増加、来場者減少、周辺環境）を踏まえた方針となっているか ・重点的に取り組む施策等の方向性やアプローチする客層は適切か ・提案者の強みを生かしたものか
運営組織・執行体制・投票機器等の配置	15	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ円滑な運営ができる体制か ・ミッドナイト競輪などの夜間競輪や特別競輪についても十分な運営体制が確保できるか ・発売・払戻所の配置、投票機器等の配置は適切か ・投票機器等を削減する場合には来場者サービスの低下が起きない配慮が講じられているか ・ギャンブル依存症対策を考慮した運営となっているか
業務効率化策	10	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な根拠に基づいた業務効率化策が講じられているか ・効率的な人員配置が講じられているか ・業務効率化による警備や安全面、サービス低下の問題はないか
ファンサービス向上策	10	<ul style="list-style-type: none"> ・競輪業界及び大宮双輪場・西武園競輪場の現状（ネット売上増加、来場者減少、周辺環境）を踏まえた提案となっているか ・実現可能性のある提案となっているか ・提案された各種取組について具体的な効果測定方法が示されているか ・場周辺環境への配慮及び活性化策は講じられているか

集客・売上向上策	10	<ul style="list-style-type: none"> ・競輪業界及び大宮双輪場・西武園競輪場の現状（ネット売上増加、来場者減少、周辺環境）を踏まえた提案となっているか ・実現可能性のある提案となっているか ・提案された各種取組について具体的な効果測定方法が示されているか
危機管理体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守、マニュアル類の整備等が適切に実施できるか ・不測の事態に対する措置が考慮されているか ・顧客の個人情報について確実な管理体制が講じられているか ・本県及び関係機関との十分な連携が行える体制となっているか
その他、独自の工夫・特色	10	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者が有する先端の知見や技術を活用した方策が講じられているか ・創意工夫を凝らした意欲的な方策が講じられているか
2. 収益条件	15	<ul style="list-style-type: none"> ・公営競技の目的にかなう収益が確保されるか ・現実的かつ適切な見積に基づく設定であるか
3. 業務継続性	10	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験・資力など十分な契約遂行能力を有しているか <p>（提出された業務実績や財務諸表等による審査）</p>
得点合計	100	

企画提案における前提条件

1 開催回数

本件企画提案においては、次の開催日数を前提として提案を行うこと。

- (1) 大宮双輪場
- ・本場開催 9開催 52日間
(GⅢ 4日、FⅠ 18日、
FⅡ(昼間) 12日、FⅡ(モーニング) 18日)
 - ・受託場外306日間(うち併売48日)
- (2) 西武園競輪場
- ・本場開催 12開催 70日間
(GⅢ 4日
FⅠ(昼間) 9日、FⅠ(ナイター) 12日
FⅡ(ナイター) 18日、FⅡ(ミッドナイト) 21日
FⅡ(モーニング) 6日)
 - ・受託場外217日間(うち併売45日)

なお、上記開催日数は令和7年度及び令和8年度開催日数を参考に算出したものであり、全国調整等の結果、開催数に変動する可能性もある。

2 JKA交付金等の制度に基づく支出について

払戻金をはじめ、JKA交付金、地方公共団体金融機構納付金等の法制度等に基づく支出については、支出の当該年度の制度に基づいて算出することとする。

3 窓口等の従業員について

窓口等で業務に従事する従業員については、受託事業者が採用すること。

なお、従業員を採用する際は、地域における安定した雇用の維持・確保の観点から、現在の受託事業者の従業員のうち、受託後も採用を希望する者の採用に可能な限り配慮すること。

4 投票機器について

投票機器については、受託事業者の責任において設置すること。

また、投票業務においては、お客様エリアにおける投票機器及び投票センターエリアにおけるシステム機器について一定の保守経験、障害対応実績がある者を必ず各場内に1名以上配置すること。(5年以上の経験・実績を有することが望ましい)

5 事業収入、施行者が負担すべき費用の額、施行者収益の定義について

各事項の定義については、別添の「埼玉県自転車競技開催業務委託に関する基本契約書(案)」を参照のこと。

6 大宮双輪場及び西武園競輪場の使用料の取扱い

委託料の計算に当たっては、県が支払う全ての使用料を施行者が負担すべき費用の額として算入する。

また、災害や感染症対策など県の責めに帰さない理由で、やむを得ず他の施設を借りる場合、その使用料についても県が支払う全ての使用料として取り扱うこととする。

7 委託料について

委託金額は、事業収入から施行者が負担すべき費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額とする。

なお、売上の増加に伴い施行者が負担すべき費用が増大した場合は、原則として受託事業者が負担することとする。

一方、売上の増加を伴わず制度改正や物価・人件費高騰、感染症対策など施行者の責めに帰さない理由により、施行者が負担すべき費用が増大した場合には、受託事業者はその負担割合について埼玉県と協議を行うことができるものとする。

最終的な委託料の年額が25億円（消費税及び地方消費税を除く）を超える場合は、その超過分の半額を埼玉県の収益として取り扱うこととする。

8 埼玉県の収益条件について

各年度の本場開催の車券売上額（本場発売＋依頼場外発売＋電話・インターネット投票）及び受託場外開催の車券売上額に適用する。

- (1) 本場開催の車券売上額に対する収益率 (2.5%以上で提案すること)
- (2) 受託場外開催の車券売上額に対する収益率
- (3) 最低保証額 (年額4億円以上で提案すること)

を提案すること。

なお、上記(1)(2)については年度ごとに異なる収益率を提案することも可能とするが、(1)については必ず各年度2.5%以上で提案すること。

また、特別競輪や各種協賛競輪など、施行者の努力により通常と異なる開催を誘致できた場合には、上記(1)の収益率の上乗せについて都度埼玉県と協議を行うこととする。

9 大宮双輪場を休止する場合の対応について

大宮スーパー・ボールパーク基本計画に沿った大宮双輪場の再整備により大宮双輪場が休止または一部施設を閉鎖するなど、本場開催業務の一部又は全部が実施できなくなった場合は、原則として可能な限り西武園競輪場で代替するものとする。

この場合、代替開催に伴う西武園競輪場の使用料の増加分は埼玉県が負担することを原則に委託料の変更協議を行うものとする。その際、代替開催に伴って減少した大宮双輪場の使用料分は控除するものとする。

また、場外開催の取扱いは埼玉県と受託事業者で協議の上、別途定めることとする。

10 委託料の支払について

年次契約に基づき、当該年度の概算委託料を11回に分割し、各月の請求により月1回の概算払いを行うものとする。

11 委託料の試算額

提案時には、令和9～13年度の試算額を示すこと。

12 埼玉県職員人件費、事務所運営費の取扱い

県営競技事務所職員の人件費及び事務所運営費は、「施行者が負担すべき費用の額」として収益保証とは別に埼玉県に留保するものであること。

なお、上記の金額は135,000千円とする。

13 常設の事務局の設置

包括民間委託を円滑・確実に実施するため、常設の運営組織（受託事業者事務局）を大宮双輪場内の指定場所又は県営競技事務所の最寄りに設置すること。

14 消費税の取扱い

消費税法改正により、税率が変更となった場合、その取扱いは埼玉県と協議の上、定めることとする。

15 新紙幣（硬貨）への対応について

契約期間中に新紙幣（硬貨）が発行された場合の投票機器、紙幣（硬貨）計数機等に要する経費は、受託事業者の負担とする。

16 着順表示について

埼玉県と協議の上、認められた手段により表示すること。

17 業務運用

個々の業務の業者選定、発売体制等は受託事業者の企画によること。

18 投票機器の整備（公募要領 I 6（1）ウ（ア）参照）

（1）大宮双輪場

指定の投票エリア		台数					計
		自動窓口			有人窓口		
		発売機	払戻機	両用機	両用機		
1号スタンド	4階			1台	2台		3台
	5階	1台		1台	1台		3台
2号スタンド	2階	8台		4台	1台		13台
	3階			2台	1台		3台
	4階	8台		4台	1台		13台
4号スタンド	4A	8台		2台	2台		12台
サービスセンター	8A	23台		13台	2台		38台
前売投票所		1台	1台	2台	1台		5台
計		49台	1台	29台	11台		90台

（2）西武園競輪場

指定の投票エリア		台数						計	
		自動窓口			有人窓口		キャッシュレス		キャッシュレス
		発売機	払戻機	両用機	両用機	投票端末	在籍端末		
サイクルシアター		11台		7台	1台	2台		21台	
特別観覧席	1A	7台		6台	1台	4台		18台	
	1B西	1台		1台	1台			3台	
	1B東						10台	10台	
ロイヤルルーム				4台	2台	1台	2台	9台	
第1・第2 コーナースタンド	5B	2台		6台	2台			10台	
	6B	12台			1台			13台	
クイーンルーム東		1台		1台	1台			3台	
クイーンルーム西		1台		1台	1台			3台	
TVルーム		9台		2台	1台			12台	
非開催払投票所				1台	1台			2台	
円形広場						1台		1台	
計		44台		29台	12台	8台	12台	105台	

19 場内モニターの整備（公募要領 I 6（1）カ（ア）参照）

（1）大宮双輪場

エリア	台数				計
	20～30 型 未満	30～40 型 未満	40～50 型 未満	50 型以上	
1号スタンド	19台	1台	19台		39台
2号スタンド	10台	4台	23台	10台	47台
3号スタンド		2台			2台
4号スタンド	4台			2台	6台
サービスセンター		18台	24台	27台	69台
警備本部				3台	3台
管理棟・宿泊棟	9台	3台			12台
電算室・投票センター (バックスタンド内)	6台			2台	8台
計	48台	28台	66台	44台	186台

（2）西武園競輪場（「CS」はコーナースタンドの略）

エリア	台数				計
	20～30 型 未満	30～40 型 未満	40～50 型 未満	50 型以上	
第1CS（6B）	14台		4台	2台	20台
第2CS（5B）	25台		2台		27台
バックスタンド	4台	6台	33台		43台
第4CS（TVルーム）	36台		4台	6台	46台
メインスタンド	69台	11台	36台	22台	138台
電算室・投票センター (メインスタンド内)	8台		1台	1台	10台
警備本部 (メインスタンド内)		1台		3台	4台
サイクルシアター		9台	24台	5台	38台
宿泊棟	3台	14台			17台
円形広場				3台	3台
計	159台	41台	104台	42台	346台